

離婚の際に称していた氏を称する届

[離婚届と同日、もしくは離婚の日の翌日から3ヶ月以内に限られる。]

- ・離婚後3ヶ月を経過すると、家庭裁判所の許可が必要です。
- ・この届をした後に、婚姻前の氏(旧姓)に戻る場合も家庭裁判所の許可が必要です。
- ・婚姻中の氏と婚姻前の氏が同じ場合は、この届を出す必要はありません。

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)

令和3年9月1日届出

神奈川県綾瀬市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号	長				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	住民票

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏 称する人の氏	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) あやせ はるみ 氏 名 綾瀬 晴美 平成 ● 年 6 月 1 日生	
	住所	神奈川県綾瀬市早川550番地1	
(2)	〔住民登録をして いるところ〕	(よみかた) あやせ はるみ 世帯主 の氏名 綾瀬 晴美	
	本籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 神奈川県海老名市勝瀬175 番地 1 筆頭者 の氏名 綾瀬 剛史	
(4)	氏	変更前(現在称している氏)	変更後(離婚の際称していた氏) あやせ
		綾瀬	綾瀬
(5)	離婚年月日	令和 3 年 9 月 1 日	
(7)	離婚の際に 称していた氏 称した後の本	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 神奈川県綾瀬市早川550 番地 1	
		筆頭者 の氏名 綾瀬 晴美	
(8)	その他		
(9)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	綾瀬 晴美	印

届出時の本籍を記入する。
離婚届と同時に提出するときは、
婚姻時の本籍を記入してください。

離婚日は、
協議離婚のときは、届出の日
裁判離婚のときは、審判又は判決の
確定日・調停成立日

離婚届と同時に提出するときは、
必ず記入してください。

※印鑑は不要です。
(任意で押印することは可能です。)